

現場説明書

事務所名：施設整備センター

工事番号 施改9第1号

工事名 大宮分場電気棟建築他工事

工事場所 千葉市若葉区大宮町2114 大宮分場内

項目	説明事項
工程関係	1. 土日、祝祭日等の作業は原則として行わないものとする。万一作業が必要になった場合は、別途協議し発注者の承諾を得たうえで実施すること。 2. 施工時間帯について、平日は日中（8：30～17：00）とする。万一これ以外の時間帯の作業が必要になった場合は、別途協議し発注者の承諾を得たうえで実施すること。 3. 本工事は、千葉県営繕工事週休2日促進工事实施要領（令和8年1月20日改定）に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する通期の週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
安全対策関係	1. 安全パトロールや月4時間以上の作業員全員参加による安全教育・訓練等を実施し、末端まで安全意識の徹底を図るとともに工事関係者連絡会議の活動において十分な安全対策を図ること。 2. 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、労働安全衛生法等の関係法令に従って行い、常に整理整頓を行うとともに、危険箇所については標識類、防護柵等の安全対策をとり事故の防止に努めること。 3. 工事車両の出入りの際には交通誘導員を配置するなど第三者公衆災害対策を図ること。 4. 施工状況に応じて、雨水・土砂等の流入防止対策を講じること。
用地・道路関係	1. 工事箇所は、関係施工業者と競合するため、作業ヤードや工事用進入路等他工事と調整を図り支障の無いように利用すること。 2. 現場内に資材・重機等を置く場合は、事前に施設管理者及び監督職員と協議を行うこと。 3. 場内管理用道路の使用にあたっては、浄水場等運転管理業務に支障のない様留意すること。また、経路については事前に施設管理者及び監督職員と協議すること。 4. 工事車両の出入りに際し、通行時間や周辺環境など地元対応、交通管理者との協議を行っておくこと。
公害対策関係	1. 排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 2. 施工、建設機械の使用に当たっては、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、市条例等の関係法令を遵守すること。
工事支障物件関係	1. 工事に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに支障物件等が発見された場合には、施設管理者及び監督職員と立会等を行い、必要な対応策を講じること。
排水関係 （濁水処理を含む）	1. 工事現場内で濁水が発生した場合は、浮遊物質（SS）等を「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」に定める排水基準以下に処理して、適切に排水すること。
仮設備関係	1. 指定仮設・任意仮設にかかわらず、受注者の責により十分検討し、設置すること。 2. 場内で10tを超える重量車両を通行させる際は、地下配管、マンホール等のある箇所に鉄板敷き養生を行うこと。 3. 揚重機を設置する場合は、敷鉄板を設置すること。 4. 工事中の湧水対策工法の選定に当たっては、地盤沈下や周辺家屋の井戸水に影響を与えない工法を選定すること。

そ の 他

1. 本工事で延べ30日以上作業するものは、腸内細菌検査を受け、作業着手10日前までに検査結果を報告すること。
2. 本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。なお、調査票は、以下に掲載している。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html
3. 中東情勢の変化による影響により、工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延が生じた場合は、スライド条項（建設工事請負契約書第26条）に基づく請負代金額の変更や、受注者の責によらない資材納期遅延に伴う工期の延長について、発注機関と協議すること。
4. 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。
 - (1) 調達検討資材は塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (2) 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
 - (3) 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
 - (4) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
 - (5) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。
 - (6) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。